

第3章 区市町村における総合駐車対策の展開

1 総合駐車対策マニュアルの活用

区市町村は「総合駐車対策基本計画」を策定するにあたって、「総合駐車対策マニュアル」を活用します。

「総合駐車対策マニュアル」は、総合駐車対策の基本的な考え方と以下の3編から構成されます。

駐車施設整備計画編

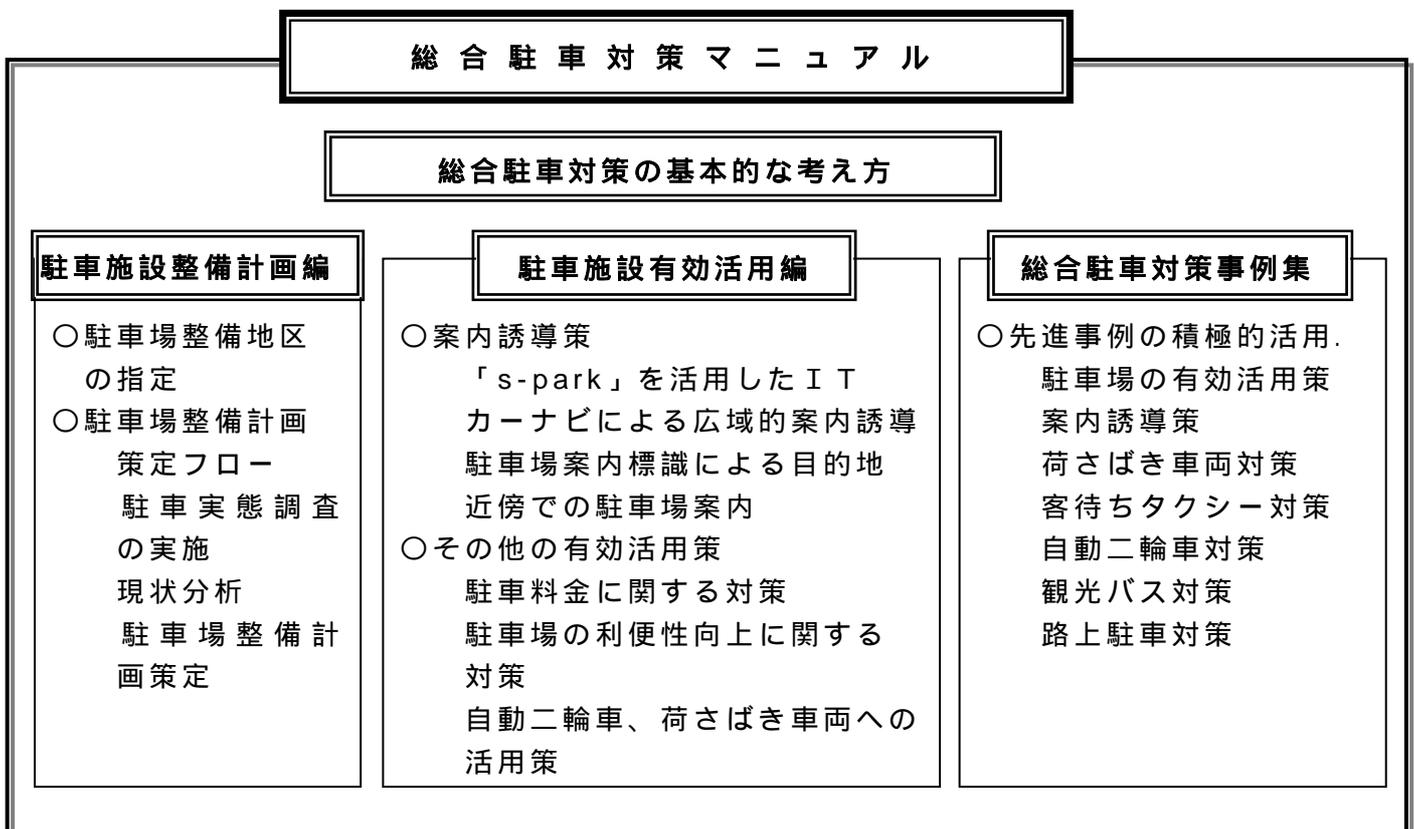
都市計画法及び駐車場法に位置付けられている駐車場整備地区の指定、変更及び駐車場整備計画を策定する際に活用する手引き

駐車施設有効活用編

駐車場への案内誘導の高度化や共通駐車券、短時間駐車の有料化など既存駐車施設を有効に活用するための手引き

総合駐車対策事例集

荷さばき車両や自動二輪車など多様化している駐車問題に対して、全国の行政機関等が実施している駐車対策を紹介し、地区特有の駐車問題に対して、対策を検討する際に活用する手引き



2 総合駐車対策基本計画の標準的な考え方

「総合駐車対策基本計画」は、「多様化した駐車問題への対応の方針」、「駐車施設の整備に関する基本的事項」、「駐車施設の有効活用に関する基本的事項」、「その他の駐車対策」、及び「地区別対策案の策定」を基本的な項目として策定します。

多様化した駐車問題への対応の方針

当該区域の現況の調査等を基に、駐車問題が生じている地区の把握と原因分析を行います。

ここでは「総合駐車対策の基本的な考え方」を参考にし、各地区で発生している駐車問題に関して、区市町村における基本的な対応方針を定めます。

駐車施設の整備に関する基本的事項

駐車需要と供給のバランスの把握、駐車施設整備の行政と民間の役割分担、附置義務駐車施設に対する考え方（地域ルール適用の可能性の検討）等の駐車施設の整備方針に関する基本的考え方を定めるものとします。

駐車場整備地区の指定・変更及び駐車場整備計画の策定・見直しについても、この中で検討することとし「駐車施設整備計画編」を参考にします。

駐車施設の有効活用に関する基本的事項

当該地区における駐車場の案内誘導策を始めとした既存駐車施設の有効活用策に対する基本的考え方を定めることとします。

有効活用策の基本的な考え方については、「駐車施設有効活用編」を参考に検討を行います。

その他の駐車対策

駐車対策は、乗用車だけではなく、自動二輪車、客待ちタクシー、荷さばき車両、観光バス等、地域の課題に応じた対策が必要です。対策案については、「総合駐車対策事例集」を参考に立案します。

地区別対策案の策定

総合的な駐車対策という視点で、区域全体での方針を受け駐車問題の課題ごとに、その取り組み方針を示します。地区別の課題に対する特徴を考慮した上で対策案を策定する必要があります。

その対策は、効果を継続的に発現していくことが重要であるため、行政、地元警察、地域住民、商店街等の組織、違法駐車防止条例での組織等と一体となって実施していく必要があります。

この「総合駐車対策基本計画」は、区市町村における駐車対策の基本となるものであり、継続的に対策の効果を発現できる内容とすることが重要です。

〈図〉 総合駐車対策基本計画の概要

- ・ 都は、総合駐車対策の基本的な考え方や、その対策事例を取りまとめた「総合駐車対策マニュアル」を作成し、区市町村の総合駐車対策の計画づくりや実施を支援します。

